

外務省電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン（手続のオンライン化実行計画）の着実な実施

「外務省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続 85 件のうち 49 件について、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化又は実施方策の提示等の条件整備を行う。このうち、国が扱う手続については、対象手続 74 件のうち 43 件をオンライン化する。（別添 1）

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底

当省所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化について、以下のとおり取り組む。（別添 2）

添付書類の省略、廃止

添付書類について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、(i)法令に義務付けがない添付書類で廃止するもの、(ii)企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられ、当該添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、2003 年（平成 15 年）12 月までに、審査支援データベースの整備・活用等の電子化、決裁過程の簡素化等業務処理過程の見直しによる処理

期間の短縮の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

変更手続の簡素化

変更手続 9 件を対象として、2003 年（平成 15 年）12 月までに、その簡素化の可否について結論を得て、2005 年度末（平成 17 年度末）までに所要の措置を講ずる。

（3）オンライン利用の向上方策

利用者が使いやすい電子申請システムの整備を推進するため、電子申請システムの仕様の公開に関しては、汎用受付等システムにおいて、申請者側（国民等）の端末（クライアント・パソコン）に必要な要件（利用環境、提出可能な添付ファイル情報等）を掲載中である。

オンラインによる手続については、汎用受付等システムにおいては 2003 年（平成 15 年）3 月 31 日から、原則として 365 日 24 時間受付を開始した。また、在留届電子申請システムにおいては、2003 年（平成 15 年）3 月 31 日から在外公館 4 公館を対象に試験運用を開始し、同年 4 月 15 日から、全在外公館を対象に 365 日 24 時間受付を開始した。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、できる限りオンラインで提出できるようにするための取組を実施する。（別添 3）

汎用受付等システムで、オンラインで行える手続は、現在公益法人関係に限られることから、各公益法人に対し手続のオンライン化につき周知した。

在留届のオンライン化については、内閣府を通じ「広報通信」に

掲載するとともに、海外においては全在外公館に広報用文案を送付し在留邦人への周知を指示した。

また、外務省ホームページ（電子的な申請・受付等のページ）において、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に案内している。

2 ワンストップサービスの拡大

（1）共管手続の窓口一元化

共管公益法人に係る手続については、当省が所管する公益法人 79 法人のうち 32 法人は当省が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までに、手続をオンライン化する。（別添 4）

（2）総合的なワンストップサービスの推進

総合的なワンストップサービスの 2005 年度末（平成 17 年度末）までの整備に向け、外務省においては、^{イ・ガブ}e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備することに伴い、2003 年（平成 15 年）12 月までに汎用受付等システムについて必要な改善を行い、利用者の利便性・サービスの向上を図る。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（1）行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、外務省においては、以下の取組を実施する。

手続案内の対象の拡大に対応した手続案内情報、組織・制度の概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報を 2003 年（平成 15 年）12 月までに^{イ・ガブ}e-Govに登録し、政府全体として分かりやすく体系的、一元的な情報提供を行う。

イ・ガブ
e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、省内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため、外務省においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、高齢者や障害者の利用に配慮したものとした（一部バリアフリー化済み。）。2003年度末（平成15年度末）までに、すべての情報内容の再点検を行う。更なるバリアフリー化の実施について、ページ容量及び必要経費等との関係も考慮しつつ、可能な限り対処する。

外務省ホームページ日本語版については、2001年（平成13年）12月26日から携帯電話向けサービスを開始したが、今後、更なる情報内容の充実を図る。また、英語版については、携帯電話が普及していない国も多いことから、今後、世界レベルでのインターネットに接続可能な携帯電話の普及率などを踏まえて検討事項とする。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を2003年末（平成15年末）までに整備する。

IT化に対応した業務改革（個別業務・システムの最適化）

2003年（平成15年）8月までを目途として、「業務・システム体系一

覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003 年末（平成 15 年末）までに CIO 連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、

府省共通業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
一部関係府省業務・システムのうち担当府省とされた業務・システム
所管個別業務・システム

の各業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当する「通信機能強化システム」については、2000 年度（平成 12 年度）より、経済性、効率性の改善を念頭に新システムに関する調査・研究を開始し、右を踏まえ順次、基本設計、詳細設計及び開発を行い、2003 年度末（平成 15 年度末）にクライアント・サーバ型システムへ移行することとしている。「レガシーシステム見直しのための外務省行動計画（アクション・プログラム）」は別添 5 のとおり。

共通的な環境整備（推進体制の充実・強化）

CIO の主導により、情報化推進組織（「情報化推進委員会」等）の役割を明確化しつつ、2003 年（平成 15 年）7 月までにその機能を強化し、総合的・計画的な行政情報化のための計画の策定及び推進に関する事務として以下を所掌する。

所管業務・システムに関する最適化計画の策定・推進
（業務分析・評価・改善、情報システムの整合性確保等）
所管業務・システムの効果・目標に関する基準の設定

計画の効果・目標達成度の評価と、必要に応じた計画の改定と調整
情報化推進に係る予算・執行の調整

情報化推進体制の充実・強化に係る企画・調整（情報化推進に係る業務を担う内部人材の育成、外部人材の活用、当該人材の最適な配置等）

情報システムの整備に関する方針設定

その他情報化推進に関連する事項

CIO を補佐する CIO 補佐官及び同補佐官スタッフを 2003 年（平成 15 年）12 月までに配置し、CIO 補佐官・同補佐官スタッフ、情報システム部門、各課のシステム化担当、などの役割分担を明確にする。

CIO 補佐官の具体的な役割については、上述の ～ に関する業務支援を想定している。この遂行のために、CIO 補佐官及び同補佐官スタッフについては、外務省の任務・政策について理解が可能であり、業務改革・組織改革・情報システム化推進・情報セキュリティについて知識・経験を有する外部専門家及び内部からの複数名の採用・任命を想定し、検討を進める。

国、地方公共団体及び独立行政法人等が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画						
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数	実施率 (%)	実施困難なもの
国が扱う手続	74	29	39%	14	19%	43	58%	0	0%	31
地方公共団体が 扱う手続	11	0	0%	6	55%	6	55%	0	0%	5
独立行政法人等 が扱う手続	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0
計	85	29	-	20	-	49	-	0	-	36

(注) 地方公共団体が扱う手続、独立行政法人等が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

添付書類の省略、廃止

2003年（平成15年）12月までに添付書類が省略可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定。

処理期間の短縮

2003年（平成15年）12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について整理。

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	備考
外国滞在届出者の住所等の変更の届出	旅券法施行規則第12条第2項前段	
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項	
事業計画書等の変更の届出	外務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（民法）第4条第3項	
寄附行為の変更認可	外務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令（民法）第6条第1項	
公益信託の事業計画書等の変更の届出	外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（信託法）第4条第2項	
公益信託の信託条項の変更の認可	外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（信託法）第7条第1項	
公益信託の受託者の氏名、住所等の変更の届出	外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（信託法）第11条第1項	
外務大臣に対する公用旅券の記載事項の変更による新規発給請求（国内）	旅券法第9条2項	
外務大臣に対する公用旅券の記載事項の変更による新規発給請求（国外）	旅券法第9条2項	
手続件数	9件	

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(独立行政法人等、地方公共団体)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
日本語能力検定1級の資格を有することを証する書類		国際交流基金	2003年度末(平成15年度末)までに電子化実施方策提示
対象件数	1件	—	—
うち、平成15年度末までに電子化実施方策を提示する件数	1件	—	—

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添4

公益法人名	窓口府省	共管府省
財団法人 国際開発センター	外務省	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省
財団法人 国際科学技術財団	内閣府	外務省、文部科学省
社団法人 世界経済研究協会	財務省	内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 世界平和研究会	内閣府	防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
財団法人 日米地域間交流推進協会	内閣府	総務省、外務省、文部科学省、経済産業省
財団法人 日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団	国土交通省	内閣府、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
財団法人 平和・安全保障研究所	防衛庁	外務省、国土交通省
財団法人 ジョン万次郎ホワイトフィールド記念国際草の根交流セン	外務省	総務省、経済産業省、国土交通省
財団法人 東海テレビ国際基金	総務省	外務省
財団法人 放送番組国際交流センター	総務省	外務省
財団法人 本田財団	総務省	外務省
社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本	外務省	法務省
財団法人 国際研修協力機構	法務省	外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
財団法人 日本語教育振興協会	文部科学省	法務省、外務省
財団法人 アジア研究協会	外務省	文部科学省、経済産業省
財団法人 アジア人口・開発協会	厚生労働省	外務省、農林水産省
社団法人 アジア調査会	文部科学省	外務省
財団法人 オイスカ	外務省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
財団法人 大阪ガス国際交流財団	経済産業省	外務省
財団法人 海外子女教育振興財団	文部科学省	外務省
社団法人 海外農業開発協会	農林水産省	外務省
社団法人 海外農業教育研究開発協会	外務省	文部科学省
財団法人 海外邦人医療基金	外務省	厚生労働省
財団法人 家族計画国際協力財団	外務省	厚生労働省
財団法人 川喜多記念映画文化財団	文部科学省	外務省
財団法人 言語文化研究所	文部科学省	外務省
財団法人 交流協会	外務省	経済産業省
財団法人 国際医療技術交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 国際エムックスセンター	環境省	外務省
財団法人 国際開発高等教育機構	外務省	文部科学省
財団法人 国際看護交流協会	外務省	厚生労働省
社団法人 国際経済政策調査会	財務省	外務省、経済産業省
社団法人 国際芸術文化振興会	経済産業省	外務省、文部科学省
財団法人 国際湖沼環境委員会	環境省	外務省
社団法人 国際農業者交流協会	農林水産省	外務省
社団法人 国際農林業協力協会	農林水産省	外務省
財団法人 国際美術協会	文部科学省	外務省
財団法人 国際文化交流協会	文部科学省	外務省
財団法人 国際保健医療交流センター	外務省	厚生労働省
財団法人 国連大学協力会	文部科学省	外務省
財団法人 佐藤栄作記念国連大学協賛財団	外務省	文部科学省
財団法人 スウェーデン交流センター	国土交通省	外務省
財団法人 世界経済調査会	文部科学省	外務省
社団法人 総合研究フォーラム	外務省	財務省
財団法人 太平洋人材交流センター	外務省	経済産業省
財団法人 台湾協会	外務省	厚生労働省
財団法人 地球環境センター	環境省	外務省
財団法人 東南アジア文化友好協会	外務省	文部科学省、厚生労働省
財団法人 日伊協会	文部科学省	外務省
財団法人 日独協会	文部科学省	外務省
財団法人 日米映画文化協会	文部科学省	外務省
財団法人 日米教育交流振興財団	文部科学省	外務省
財団法人 日蘭学会	文部科学省	外務省
財団法人 日露医学医療交流財団	外務省	文部科学省、厚生労働省
社団法人 日韓経済協会	経済産業省	外務省
財団法人 日韓産業技術協力財団	経済産業省	外務省
社団法人 日中産業技術交流協会	経済産業省	外務省
財団法人 日中友好会館	外務省	文部科学省
財団法人 日本イタリア京都館	外務省	文部科学省
財団法人 日本インドネシア協会	外務省	経済産業省
社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会	外務省	厚生労働省
財団法人 日本映画海外普及協会	経済産業省	外務省
社団法人 日本語教育学会	文部科学省	外務省
財団法人 日本国際医療団	外務省	厚生労働省
社団法人 日本国際青年文化協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本在外企業協会	外務省	厚生労働省、経済産業省
財団法人 日本タイ協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本フィンランド協会	外務省	経済産業省
社団法人 日本ブラジル中央協会	外務省	文部科学省
社団法人 日本ユネスコ協会連盟	文部科学省	外務省
財団法人 フィリピン協会	外務省	文部科学省
財団法人 文化財保護振興財団	文部科学省	外務省
財団法人 放射線影響研究所	厚生労働省	外務省
財団法人 緑の地球防衛基金	農林水産省	外務省、環境省
財団法人 ユースワーカー能力開発協会	厚生労働省	外務省
社団法人 ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会	外務省	文部科学省
財団法人 ユネスコ・アジア文化センター	文部科学省	外務省
財団法人 吉田茂国際基金	外務省	文部科学省
財団法人 ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団	文部科学省	外務省

対象法人数 79法人 (うち 外務省が窓口 32法人)

「レガシーシステム見直しのための外務省行動計画」

はじめに

外務省における、本行動計画の対象となる「通信機能強化システム」について、これまでの最適化検討過程、その効果及び今後の最適化の実施について報告する。

1. 見直しの対象となるレガシーシステム

通信機能強化システム

2. 各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1) レガシーシステム刷新可能性調査の実施

2000年度（平成12年度）における新システム構想立案時に、現行システムにつき経済性、効率性の改善を念頭に、業務改革との連携、オープンシステム化等、目的とする最適化計画の妥当性を充分踏まえて、下記の調査・検討を行ったところであり、本調査結果については、外交通信に支障を及ぼさない範囲で公表するものとする。

業務要求調査

業務要求に対する現行システムの課題点

システム構成の見直し

上記の結果、汎用機中心のシステムからオープンシステムへの移行及び一般競争入札の導入が可能なUNIX、PCサーバ等中心のクライアント・サーバシステムに移行することとした。

（注）経済効率性

システムの移行により、現行システムの運用経費が年間約15億円であるのに対し、新システムの運用経費は2004年度（平成16年度）以降、年間約8億円となり、約48%の経費削減効果がでる予定である。

(2) 最適化計画の策定

「通信機能強化システム」については、上述のとおり、2000年度（平成12年度）より新システムに関する調査・研究を開始し、右を踏まえ順次、基本設計、詳細設計及び開発を行い、2003年度末（平成15年度末）に新システムへの移行（2004年（平成16年）3月運用開始）を予定している。

なお、具体的スケジュールは以下のとおり。

2000年度（平成12年度）	新システム構想立案（調査・研究）
2001年度（平成13年度）	〃 基本設計
2001～2002年度（平成13～14年度）	〃 詳細設計
2002～2003年度（平成14～15年度）	〃 開発 （プログラミング、各種テスト等）
	一般競争入札（政府調達）による機器調達の実施
2003年度末（平成15年度末）	新システムへの移行

(3) 最適化の実施

2003年度末（平成15年度末）に移行する新システムの更新に際しても、運用・保守管理を通じて、更なる経済性、効率性の改善を念頭に、当該システムと関係のない外部専門家に依頼して随時刷新可能性調査を行い、外交通信に支障を及ぼさない範囲でその結果を公表するとともに、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に則り、業務・システムの最適化に取り組む。

また、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

3. 全体スケジュール

全体スケジュールのイメージについては別紙参照。

「外務省レガシーシステム見直し全体スケジュール」のイメージ

